

令和元年度私立高等学校等施設高機能化整備費（防災機能強化施設整備事業（耐震改築工事、ブロック塀等安全対策事業を除く）に係る計画調書について

I 計画調書作成要領（共通部分）

1. 申請の単位

原則、学校法人が設置する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「私立学校」という。）単位とし、補助対象事業ごとに行うものとする。

なお、例えば、中学校と高等学校で共用している建物を工事するため入札書等が同一である等の場合は、事業経費を合理的な按分方法で算出した上で、学校ごとに申請すること。その際の補助対象事業経費の下限は、学校ごとに按分した結果を基準とする。

例えば、中学校と高等学校で共用している建物を防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）に申請する場合、中学校と高等学校の補助対象事業経費を按分し、按分後のそれぞれの下限額が補助対象事業経費の下限額（400万円）以上の場合、「〇〇学校耐震補強工事（一括申請）」として、一括して申請できる。

その際は、必ず備考欄にそれぞれの按分後の補助対象事業経費を記入すること。

2. 様式〇－1「各事業における計画調書」作成要領

◎事業ごとに様式が異なります。

様式2－1：施設高機能化整備事業

様式3－1：防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）

様式4－1：防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）

様式5－1：防災機能強化施設整備事業（防災機能強化事業）（ブロック塀等安全対策事業を除く）

様式6－1：防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（防犯対策））

様式7－1：防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（アスベスト対策））

- (1) 申請する事業ごとに別葉で作成すること。なお、単独契約かつ1事業で実施するものであっても、複数の学校で当該施設を共用する場合は、「1. 申請の単位」に記載のとおり作成することとし、合理的な按分方法で学校ごとに経費を算出した計算過程がわかる資料（様式自由）を作成すること。
- (2) 「管理責任者所属・職・氏名」欄には、当該施設を直接管理する者を記入すること。
- (3) 「事業名」欄は、事業内容が分かる事業名とするとともに、簡潔な名称にすること。なお、施設を共用している場合は、学校間で同一名称にならないよう、「…事業（高等学校）」「…事業（中学）」や「…事業（A棟）」「…事業（B棟）」等の表記で区分すること。また、複数年に渡る工事の場合は「〇〇事業（第I期）」等の表記を記入すること。」
- (4) 「改修施設の名称」「対策工事施設の名称」欄には、当該事業を行う施設の名称を具体的に記入すること。

- (5) 「事前着手承認申請」欄は、当該工事にかかる交付内定前の事業着手承認申請について「申請済」又は「未申請」を選択すること。（当省からの承認通知書は、当該事業関係書類としてきちんと保存しておくこと。）
- (6) 「建築年月日」欄には、当該施設が建築された日を昭和〇年〇月〇日と記入すること。当該建物が増築部分の場合は、増築された日を同様に記入すること。書ききらない場合は、備考欄に記入すること。
- (7) 「構造」欄には、該当するものに〇を付すか、記入すること。
- (8) 「工事契約予定日」「工事完成予定日」欄は、それぞれ令和〇年〇月〇日と記入すること。
- (9) 「事業経費」のうち、「補助対象経費」が補助対象上限額を超える場合は、補助対象上限額を記入すること。（補助対象上限額については、各事業の項を参照。）
- (10) 「補助希望額」欄には、「補助対象事業経費」に対して補助率の範囲内で補助希望額を記入し、千円未満は切り捨てること。
- (11) 「改修施設の現在の利用状況」欄には、当該施設の現在（改修工事前）の利用状況について、具体的かつ簡潔に記入すること。
- (12) 経費の各項目については、様式〇－２の各項目と対応しているか確認すること。
- (13) 他の補助金の交付を受けて実施した耐震診断計経費や交付決定年度までに支払い済みの実施設計経費等、あらかじめ要する経費の全額について補助対象外であることが明白な場合は、計画調書への記載及び関係書類の提出を省略する。

3. 様式〇－２「各種経費の内訳」作成要領

◎事業ごとに様式が異なります。

様式 2－2：施設高機能化整備事業
 様式 3－2：防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）
 様式 4－2：防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）
 様式 5－2：防災機能強化施設整備事業（防災機能強化事業）（ブロック塀等安全対策事業を除く）
 様式 6－2：防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（防犯対策））
 様式 7－2 防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（アスベスト対策））

- (1) 様式〇－１の事業経費の内訳と対応する項目ごとに記入すること。様式には、按分や補助対象外による経費についても記入し、入札金額との整合性を取れる形で作成すること。なお、消費税等については、適宜按分し、分かりやすく記入すること。
- (2) 「工事明細」欄は、「建築工事」「電気設備工事」「機械設備工事」等入札書等に記載の工事名称のほか、その細目を記入すること。
- (3) 「内容・目的」欄は、例えば「２号館耐震補強工事（鉄骨ブレースの設置）」というように、工事の場所、内容及び目的が簡潔かつ明瞭に分かるようにすること。
- (4) 「数量」欄は、施工面積や購入数量が明らかな場合は、「一式」ではなく、単位とともに記入すること。
- (5) 様式の欄が不足する場合や、様式では記入し難い場合は、欄の追加や別紙（様式任意）に記載することとし、１枚に納めるために省略することのないようにすること。

- (6) 「金額」欄は、円単位で記入することとし、1円未満の端数は、四捨五入せず切り捨てること。その際、合計額と一致しない場合は、「端数」として補助対象外に計上すること。
- (7) 入札書等の添付資料では、様式に記入している金額や数値等には、マーカーで線を引く等明確にすること。
- (8) 補助対象事業経費の限度額を超える場合、当該経費に補助対象となる工事内容が含まれていれば、補助対象外の「内容・目的」に『補助対象経費の限度額を超える分』と記載し、補助対象外の「金額」欄に金額を記載する。
- 例えば、改修工事（2.5億円）の場合

工事明細		内容・目的	数量	金額（円）	
工 事 対 象	補 助 対 象	○○工事 △△工事	●●設置 ▲▲撤去・再取付	x y	150,000,000 60,000,000
	補助対象経費の限度額を超える分 ↑限度額を超える分についても、 補助対象の工事内容は全て記載。				△10,000,000
	補助対象工事費計（=⑤）				200,000,000
費	補 助 対 象 外	□□工事	■ ■ 工事	z	40,000,000
	補助対象経費の限度額を超える分 ↑限度額を超えた分の金額を記載				10,000,000
補助対象外工事費計（=⑥）				50,000,000	

4. 様式〇－3「採択理由書」作成要領

◎全事業共通です。

- (1) 「学校法人名」等の欄は、様式〇－1に記載している名称と一致すること。
- (2) 「不採択業者」欄が不足する場合は、適宜追加すること。
- (3) 採択理由書は「業者区分」ごとに記入すること。なお、施工業者・設計業者・耐震診断業者等、契約業者が複数に分かれる場合は、それぞれ別葉で作成すること。
- (4) 「採択業者区分」欄には、「施工業者」「設計業者」「耐震診断業者」等の別を記入すること。なお、複数にまたがる場合又は下記の区分によらない場合には、適宜名称を変更し、記入すること。

(例)

- ・「工事費」：施工業者
- ・「実施設計費」：設計業者
- ・「耐震診断経費」：耐震診断業者
- ・「耐震点検経費」：耐震点検業者
- ・「調査分析費」：アスベスト調査分析業者
- ・「教育設備購入経費」「安全対策設備購入経費」等設備の納入業者：納入業者

- (5) 「入札金額」欄の金額と入札書等の金額は一致します。(按分後の金額や補助対象額
の金額ではありません。)なお、入札書等に記載の総額において、税込価格と税抜
価格が混同している場合は、いずれかの表示方法に統一して下さい。
- (6) 「業者選定後に金額が変更した理由」欄は、出精値引等により採択業者の選定後
に金額が変更した場合に、変更前後の金額及び変更理由を記載すること。
- (7) 補助金の効果的配分を推進する観点から、計画の策定に当たっては、不採択分
の見積りを含め3社以上見積りによる価格の妥当性、見積りにおける値引き額の妥当性等を十分
勘案し、補助対象事業経費が適正かどうかを判断するので、特に留意すること。
- (8) 「業者採択理由」欄には、入札の状況、3社以上の工事内容等を比較した結果等
を具体的に明示すること。
- (9) 工事等について独占的に扱っている場合は、独占販売等を証明する文書を添付
すること。

5. 「工事予定施設の計画図面(様式自由)」

提出する計画図面は以下のとおりとし、工事予定範囲等がわかる簡単な図面とする。
また、必要な図面の数は精選するとともに、両面印刷等、資料が大部にならないよう工夫すること。

- ・配置図：工事予定建物を明示すること。
- ・平面図：工事予定階の平面図のみ提出し、工事予定範囲を明示し、用途が分かるよう
室名等を付すこと。なお、間仕切壁の位置の変更を伴う場合は、現状及び工事後の図面を提出
すること。
- ・立面図：外壁等の外部工事を予定している場合のみ提出することとし、当該範囲を明示
すること。

6. 入札の内容が分かる書類又は見積書の写し

私立学校施設整備費補助金(私立学校教育研究装置等施設整備費(私立高等学校等施設高機能化
整備費))交付要綱(以下、交付要綱という。)第10条において、補助事業の遂行については、国
の契約及び支払に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最少の費用で最大の効果をあげ得るよう
に経費の効率的使用に努めることを求めている観点から、本事業に係る業者選定にあたっては、以下
のとおり行うこととし、事業経費が適正かどうかについては特に留意すること。

- (1) 原則として国又は地方公共団体の契約方法(別添「建設工事等に係る補助事業遂行に
あたっての留意事項」参照)にならない、入札等の競争性のある契約方法により契約の相手
方及び契約金額を決定すること。入札によらない場合であっても、3社以上の業者による

見積り合わせにより決定すること(指名競争入札又は見積り合わせにおいて辞退した業者は、原則としてこの3社に含めません)。ただし、やむを得ずこれらの方法によることができない場合は、当該やむを得ない理由及び契約金額の適正性について、採択理由書(様式〇-3)に具体的に記入すること。

- (2) 業者の入札書等は、合計金額が分かる部分を提出することとし、採択した業者については、入札書等の内訳も提出すること。その際、ホチキス止めや製本テープによりまとめること。
- (3) 入札書等の写しは、右上に、採択した業者については「採択」と朱書きし、不採択の業者については「不採択」と黒字で記入すること。
- (4) 入札書等の写しには、提出するものそれぞれに原本証明をする必要はないが、全てが原本であることを証明する理事長名義(押印付)の公文書を添付すること(様式自由)。
- (5) 教育設備を整備する場合は、設備の数量だけでなく性能等が記載された部分の仕様書(コピー可)を示すこと。

7. 交付内定前の事業着手承認申請書

交付内定前に事業を着手(契約を締結)する場合は、平成23年3月18日付け22高私助第52号文部科学省高等教育局私学部私学助成課長通知に基づき事前着手承認申請書を提出し、文部科学大臣の承認を得ること。

8. その他

- ・提出する資料は必要なものに限ること。(学校のパンフレットは不要)
- ・添付資料のうち、様式に記入している金額や数値等には、マーカーで線を引く等明確にすること。
- ・計画調書は、事業ごとにダブルクリップでまとめること。
- ・計画調書の順番は、次の例のとおりとする(例を参考にするとともに、各事業ごとに提出を求めている書類を揃えること)。

(例) 耐震補強工事の複数申請の場合

◎様式3-3が複数ある場合は、付箋等でインデックスを付けること。

【A棟計画調書】

- ① 様式3-1
- ② 様式3-2
- ③ 様式3-3(耐震診断経費)
- ④ 耐震診断に係る入札書類
- ⑤ 様式3-3(実施設計費)
- ⑥ 実施設計に係る入札書類
- ⑦ 様式3-3(工事費)
- ⑧ 工事に係る入札書類
- ⑨ 上記④⑥⑧の書類が原本であることを証明する文書(理事長名義・様式自由)
- ⑩ 様式3-4
- ⑪ 経費按分に関する資料
- ⑫ 交付内定前の事業着手承認申請書(該当する場合のみ)

補助対象外の場合は省略

【B棟計画調書】

- ① 様式3-1
- ② 様式3-2
- ③ 様式3-3(耐震診断経費)

- ④ 耐震診断に係る入札書類
 - ⑤ 様式 3-3 (実施設計費)
 - ⑥ 実施設計に係る入札書類
 - ⑦ 様式 3-3 (工事費)
 - ⑧ 工事に係る入札書類
 - ⑨ 上記④⑥⑧の書類が原本であることを証明する文書 (理事長名義・様式自由)
 - ⑩ 様式 3-4
 - ⑪ 経費按分に関する資料
 - ⑫ 交付内定前の事業着手承認申請書 (該当する場合のみ)
- 補助対象外の場合は省略

II 施設高機能化整備事業

1. 補助対象工事等

(1) 学校法人が設置する高等学校（下記①及び②の工事は普通科に限る（職業学科等併設校の場合は、普通科のみを対象とする。）、中等教育学校（後期課程の場合、下記①及び②の工事は普通科に限る。）、中学校、小学校及び特別支援学校において、教育内容・方法等の改善のために行う下記①～④の校舎の改造工事（別表1）とする。また、改造工事に伴い当該施設と一体で整備する教育設備（別表2）（私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業の対象設備を除く。）とする。

①教育の情報化に関連した教室等の改造工事

情報教室の整備、校内LANの整備、その他通常の授業で使用する教室の情報化に伴う改造工事

※理事室、校長室、職員室、事務室、生徒会室、課外活動用の部室等、専ら児童生徒が通常の授業で使用しない施設へのLAN整備は原則として対象外とする。

②特別教室及び多目的室、図書室の整備

特別教室とは社会科教室、視聴覚教室、芸術科教室、理科教室、音楽室、家庭科室、情報教室をいう。

多目的室とは複数クラスが集まる集会、児童生徒の作品の展示・掲示等、あるいは、総合的な学習の展開の場としても利用できる等、多目的に利用される教室をいう。

※使用実態が同じであれば室名が異なっても対象とできる。（各部屋の準備室含む。）

③校舎等のバリアフリー化整備

身体障害者等が円滑に利用できる施設（児童生徒等が日常利用するものに限る）の環境を整備するために行われる施設改造工事に必要な経費であり、原則として、建築物特定施設^{※1}について建築物移動等円滑化基準^{※2}を満たすために実施するものを対象とする。

※1 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号）第2条第18号

※2 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号）第10条

④カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備

既存保健室内や余裕教室を利用して、カウンセラー室として単独の教育相談室や、進路相談室の整備を行う場合をいう。

※教育内容・方法等の改善のために行う校舎等の改造工事について補助対象とするものであり、施設の老朽化等の理由による修繕工事とみなされるものについては補助対象外。

(2) 補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は改造工事に係る経費（実施設計費含む。）及び設備に係る経費を含め、1,000万円以上2億円以下とする。ただし、以下の整備については次の限度額とする。（限度額を超える金額は学校法人負担）

①カウンセリング機能の強化のための保健室や余裕教室等の整備については、400万円以上2億円以下（ただし、改造工事に係る経費が300万円以上要するものに限る。）

②私立高等学校等ICT教育設備整備推進事業に伴う施設整備に係るもの（申請年度に同時申請しているもの）については、300万円以上2億円以下（ただし、改造工事に係る経費が300万円以上要するものに限る。申請の際は、様式2-1の備考欄にその旨を記載。）

④バリアフリー化整備については、下限額を150万円以上とする。

(3) 補助対象実施設計費は補助対象工事（別表1）に係る設計費とする。

2. 補助対象外となるもの

- ①「補助対象範囲（別表1）」以外の工事に要する経費
- ②完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ③他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ④増改築、増床工事に係る経費（ただし、建築物移動等円滑化基準を満たすため、身体障害者用のエレベータの設置等を行う場合は補助対象。）
- ⑤補助年度の前年度に契約が締結されている場合
- ⑥改造工事を伴わない設備等の備品を購入・設置する場合
- ⑦施設の老朽化等の理由による通常の維持・管理とみなされる経費

3. 補助率

改造工事（実施設計費を含む）及び教育設備の購入に要する経費の1／3以内

4. 提出書類

- ①施設高機能化整備事業計画調書（様式2-1～3）
- ②工事費、実施設計費及び教育設備購入経費にかかる入札の内容が分かる書類又は見積書の写し
- ③改造工事を必要とする理由及び改造工事後の授業計画書等（A4縦：2枚以内）
- ④工事予定建物の計画図面（様式自由）
- ⑤その他参考となる資料

5. 改造工事を必要とする理由及び改造工事後の授業計画書等（A4縦：2枚以内）

- （1）改造工事を必要とする理由及び改造工事後の授業計画を分かりやすく記載すること。
- （2）教育内容・方法等の改善のために行う改造工事により、具体的にどのように施設の高機能化が図られ、教育上、児童生徒にどのような効果をもたらすのかについて、分かりやすく記載すること。
- （3）授業計画書については、教育内容・方法等の改善を踏まえ、改造工事後の具体的な授業計画を記載すること。
- （4）校舎等のバリアフリー化整備により、適合することになる建築物移動等円滑化基準の条項を記載すること。

(別表1) 教育内容・方法等の改善のために行う校舎の改造工事の補助対象範囲

区 分	補 助 対 象 工 事 の 範 囲
建築・建具工事	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒の教育用として整備する場合に対象とできる。 ・教室の様様替工事や改造工事のための工事 (二重床、間仕切、出入口ドア等の設置、壁 抜き、窓枠設置、備え付け机等の撤去・設置工事など)
空調設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・特別教室：通常の授業で児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に適正な理由があれば対象とできる。(理由書を添付すること) ・保 健 室：児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に適正な理由があれば対象とできる。(理由書を添付すること) ・相 談 室：児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に適正な理由があれば対象とできる。(理由書を添付すること) ・普通教室：対象外とする。ただし、次の場合に限り対象として認めることができる。 (いずれも理由書及び以下①～③を証明する必要書類等を添付すること) ①当該地域が地域の環境公害の指定を受けている場合 ②常時、騒音や排気ガス等の影響を受けていることが明らかに認められる場合 ③マルチメディア機器等の使用により室温の上昇が明らかに認められる場合で、機器や人体に悪影響を及ぼす恐れがある場合 ・そ の 他：トイレ、倉庫、理事長室、校長室、職員室、事務室、生徒会室、課外活動用の部室など、専ら児童生徒が通常の授業で使用しない箇所や、社会通念上、空調整備を要しない箇所は対象外。 <p>※この他、当該年度以前に耐震補強工事等による耐震壁等の設置により、窓が縮小あるいはつぶれた場合で、これまでの換気や児童生徒の学習環境に悪影響を及ぼすことが明らかかな場合には、当該工事が行われた部屋単位で対象に認めることができる。</p>
照明設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に対象とできる。
電気設備工事 アンテナ工事	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に対象とできる。
防音・断熱対策工事 (吸音板、二重サッシ等)	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒の教育用として施設と一体的に整備する場合に対象とできる。
L A N工事	<ul style="list-style-type: none"> ・通常の授業において専ら児童生徒に対する教育用として整備する場合に対象とできる。 ・理事長室、校長室、職員室、事務室、生徒会室、課外活動用の部室など、専ら児童生徒が通常の授業において利用しない箇所については対象外。 ・申請計画時には施行に係るL A Nの所要量を記入すること。
給排水設備・ガス設備工事	<ul style="list-style-type: none"> ・実験室や技術家庭科室の備え付け流し台、又は身障者トイレ等の整備を行う場合で、専ら児童生徒用に施設と一体的に整備する場合に対象とできる。
塗装工事	<ul style="list-style-type: none"> ・上記改造工事に伴い必要があれば、当該施設と同一空間の床・天井・壁を対象とすることができる。 (同一空間とは、工事内容と工事範囲を基に各教室ごと、フロア別の廊下部分、階段部分に区分して判断する)

(別表2)

区 分	補 助 対 象 範 囲
教育設備	<p>専ら改造工事を施工する教室等において使用する教育設備で、既存施設と一体で整備される場合(例えば視聴覚教室内の映像・音響設備、情報教室内のサーバシステム、理科教室内の実験機・実験棚(教室に固定されるもの)など)に補助の対象とできる。なお、改造工事を行わずに教育設備を設置する場合は対象外とする。</p> <p>※私立高等学校等I C T教育設備整備推進事業の対象設備を除く。</p>

Ⅲ 防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）

1. 対象となる建物

新耐震基準の施行（昭和56年6月1日）以前に建築された*（1）に定める用途の建物のうち、耐震性能等が（2）の状態にある建物。

※ 昭和56年6月1日以降に建築された建物であっても、旧耐震基準で建築確認を行った建物は対象。

（1）建物用途

校舎、講堂、屋内運動場その他の体育施設、児童生徒等の寄宿舎、図書館、食堂、課外活動施設、学外研修施設、福利厚生施設など、主として児童・生徒のための教育活動等に資する建物（教職員専用のを除く。）を対象とし、事務局棟や管理棟など、学校法人が法人部門として管理している単独の建物は対象外とする。

（2）耐震性能等

- ① 鉄筋コンクリート造（RC造）、鉄骨造（S造）及び鉄骨鉄筋コンクリート造（SRC造）の建物の構造耐震指標（以下、「Is値」という。）がおおむね0.7に満たないもの又は保有水平耐力に係る指標（以下、「q値」若しくは「CtuSd値」という。）がおおむね1.0（CtuSd値の場合はおおむね0.3）に満たないもの。
- ② 木造（W造）の建物の構造耐震指標（以下、「Iw値」という。）がおおむね1.1に満たないもの。
- ③ 上記①又は②のほか、Is値がおおむね1.0以下で、かつ補強を必要とする特別な理由があると認められるもの。

注）上記の耐震性能等の判断にあたっては、棟ごとに最も低い値を適用する。

（3）耐震診断方法の適用

耐震診断は、「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（国土交通省告示第184号）（以下、「国土交通省告示」という。）によることとし、耐震診断方法の適用については、建物の構造及び種別に応じて以下によるものとする。

ア. 鉄筋コンクリート造の建物

「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

耐震診断の評価方法は「第二次診断」による。ただし、対象建物の崩壊形式等により「第三次診断」を実施する必要がある場合は「第二次診断」と併せて実施する。

なお、「第一次診断」の結果では補助対象とはしない。

イ. 鉄骨造の建物（校舎等）

「耐震改修促進法のための既存鉄骨造建築物の耐震診断および耐震改修指針・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

ウ. 鉄骨造の建物（屋内運動場）

「屋内運動場等の耐震性能診断基準（平成18年版）」（平成18年5月19日付け文科施第71号 文部科学省大臣官房文教施設企画部長通知）による。

エ. 鉄骨鉄筋コンクリート造の建物

「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準・同解説」（一般財団法人日本建築防災協会発行）による。

耐震診断の評価方法は「第二次診断」又は「第三次診断」による。

なお、「第一次診断」の結果では補助対象とはしない。

オ. 上記以外の構造の建物及び上記の耐震診断方法により難い建物

- ① 木造、壁式鉄筋コンクリート造及び軽量鉄骨造など、上記の耐震診断方法により難い建物については、国土交通省告示に基づく他の耐震診断方法による。
- ② そのほか、国土交通省告示に基づく耐震診断方法により耐震診断ができないものは、国土交通省告示と同等以上の耐震性能を把握する方法による。

(4) 国土交通省告示に規定する地域係数「Z」の取扱い

国土交通省告示に基づき建築物の各階の構造耐震指標（ I_s 値）又は保有水平耐力に係る指標（ q 値）を計算するに当たり、地域係数「Z」は次のいずれかの数値とすることができる。

ただし、各計算には同一の数値を用いること。

- ① 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第88条に規定する数値
- ② 設置者の方針により採用する①を超える数値

2. 補助の対象となる範囲

(1) 耐震補強工事の範囲

耐震補強工事は、原則、建物の耐震性能向上に資するものであり、そのことが構造計算等で明確にされている工事（以下、「本体工事」という。）及び、本体工事に伴い必要となる内部・外部の改修工事等（以下、「関連工事」という。）とする。

なお、関連工事は、本体工事の施工に係る必要最小限の範囲を対象とし、本体工事との因果関係が合理的に説明できないものについては、関連工事とはならない。

(2) 補助対象工事等

補助対象となる耐震補強工事は、補強後の当該建物に係る I_s 値がおおむね0.7を超え、かつ q 値がおおむね1.0（又は $CtuSd$ 値がおおむね0.3）を超え又は I_w 値がおおむね1.1を超え若しくは当該補強によってこれと同程度の耐震性能が得られると認められるものであり、建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされているものでなければならない。

(3) 補助対象経費

- ① 補助対象となる経費については、次の表に掲げる経費のうち、上記の耐震補強工事に伴い必要となる範囲に限られるものとする。なお、次表に掲げる経費であっても、耐震補強工事への必要性を合理的に説明できない経費は補助対象外となることに留意すること。
- ② 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費（基本設計費及び監理費は含まない。）とする。
- ③ 補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は下限額を400万円とし、令和2年度までは上限の制限はないものとする。なお、各学校の共用等による按分、補助対象外経費の除外等によって、1学校あたりの補助対象事業経費が400万円を下回った場合は補助対象外の扱いになるので注意すること。

経費区分	内 容	
耐震診断経費	本事業の対象となる建物に係る耐震診断及び補強計画策定に要する経費を対象とする。(工事着工年度の前々年度支出分まで対象とする。)	
実施設計費	補助対象工事に係る設計費とし、工事着工年度の前年度支出分まで対象とする。なお、基本設計費及び監理費は補助対象外とする。	
工事費	工 事 区 分	対 象 工 事 の 範 囲
	耐震補強壁等の設置	耐震補強壁、柱、梁等の構造体の設置・補強等を実施する場合は対象とする。
	窓枠の取り替え等	①耐震補強壁等設置部分 ②連窓窓枠の場合で、一部分が耐震補強壁等に係る場合もすべて対象とする。 ③補強建物等の窓ガラスを強化ガラス等に変更する場合は対象とする。 また、強化ガラスに変更することにより必要となる窓枠の変更も対象とする。
	外装	①耐震補強壁等を一箇所以上設置した同一側面のうち耐震補強工事に伴い必要となる範囲を対象とする。 ②鉄筋コンクリートの亀裂部分の樹脂注入、剥離部分の補修等の工事(外壁モルタル等の仕上げの剥落防止を目的としたものを除く。)に関連して塗装が必要となる同一側面は対象とする。
	内装	①耐震補強壁等の設置に伴い必要となる床・壁・天井等の内装は対象とする。 ②廊下部分に耐震補強壁等を設置する場合は、必要最小限の範囲を対象とする。 ③耐震補強壁等の設置により関連して照度が低下する場合、照度を確保するための塗装等は対象とする。
	照明器具の増設等	耐震補強壁等の設置に伴い、天井材の改修を行う場合に必要となる照明器具の改修を対象とする。
	建物に固着していた棚・ロッカー等の解体・設置	①耐震補強壁等設置部分で、他の位置への復旧は対象とする。 ②耐震補強壁等設置面ではないが、床・壁・天井を撤去することに伴い、ロッカー等を必然的に撤去、復旧する場合は対象とする。(他の位置への復旧を含む) ③耐震補強壁等設置に伴い、部屋の配置替を実施する場合の新旧の撤去復旧費及び他の用途への改造費を含む。
	建物の軽量化等	①既存の防水層を撤去し露出防水として軽量化を図る等の場合は対象とする。 ②軽量化を図るための屋上フェンス、塔屋、庇等の撤去は対象とする。
	天窓等の設置	屋上部分の軽量化のためや、照度上の効果等のために天窓等を設置する場合は対象とする。
	高架水槽の移設等	建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等により明確にされている場合、耐震性高架水槽への交換は対象とする。
	防火扉等の設置	建築基準法、消防法等の法令の規定により、今回本体工事を行うことに伴い補強建物の内部の設置を義務づけられているもの(防火扉等に関する制御装置を含む。)については対象とする。
	設備関係の改造	①本体工事に関連して必要となる設備関係の改造について対象とする。なお、キュービクル等、関連して補強建物以外の設備関係工事を要する場合は対象とする。 ②空調設備については、耐震補強壁等設置室を対象とする。
	仮設建物工事 (リース料)	本体工事を実施する建物面積を限度に対象とする。
	補強工事の実施に当たり支障となる倉庫等の撤去・復旧	本補強工事の実施に当たり、資材搬入路の確保等において、直接支障となる構造物等の撤去費については対象とする。なお、構造物については、撤去費のほか、原型を復旧する範囲での復旧費も対象とする。
	本防災機能強化施設整備事業と他の施設整備事業との合併施工	本防災機能強化施設整備事業と他の施設整備事業を合併して行う場合、足場等が他の施設整備事業に利用されていても、本来防災機能強化施設整備事業に必要な足場等であれば、防災機能強化施設整備事業の対象とする。
その他	特に必要と認められる工事は対象とする。	

(4) 補助対象外の経費

① 耐震補強工事への必要性を合理的に説明できない経費

(例えば、耐震補強工事と直接関係のない備品等の購入に係る経費、建物の耐震性能の向上に資することが構造計算等によって明確にされていない耐震性高架水槽への交換工事等に係る経費、耐震補強壁等の設置に伴い必要となる範囲を超えた床・壁・天井及び内装の工事に係る経費 など)

② 完成年度を超えていない私立学校に係る経費

③ 他の国庫補助を受ける事業に係る経費

④ 増改築、増床工事に係る経費

3. 補助率

補助率は建物ごとに適用する。

(I_s 値0.3未満、若しくは q 値0.5未満 (又は C_{tuSd} 値が0.15未満)、木造の場合 I_w 値0.7未満)

耐震補強工事 (実施設計費を含む) 及び耐震診断に要する経費の合計の $1/2$ 以内
(上記以外)

耐震補強工事 (実施設計費を含む) 及び耐震診断に要する経費の合計の $1/3$ 以内

※非構造部材の耐震対策をあわせて実施する場合は、計画調書を一括申請する場合に限り、上記の補助率を採用する。

4. 提出書類

※提出期限までに全ての書類が提出できない場合は、今回の採択事務への対応ができないので、留意すること。

① 防災機能強化施設整備事業 (耐震補強工事) 計画調書 (様式3-1~4)

② 耐震診断報告書等の写し (耐震補強工事前後の I_s 値がわかる部分のみ)

③ 工事費、実施設計費及び耐震診断経費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し (3社以上)

④ 工事予定建物の計画図面 (様式自由)

5. その他

当該耐震補強工事について、建築物の耐震改修の促進に関する法律 (平成7年法律第123号) 第17条第3項に基づく計画の認定を受けている場合は、様式3-4及び耐震診断報告書の写し等を提出する必要はない。ただし、認定通知書の写しを添付すること。

6. 様式3-1「防災機能強化施設整備事業 (耐震補強工事) 計画調書」作成上の留意点

(1) 複数の棟をまとめて申請する場合、補助率の違いに注意して申請すること。なお、補助率が異なる複数の棟を申請する場合、補助率の違いによる計算ミスを防ぐ観点から、棟ごとに分けて申請することが望ましい。

(2) 「改修施設の避難所指定」欄には、改修施設又は改修施設を含む学校が、市町村又は都道府県から避難所として指定を受けているか有無を記すこと。有の場合は、() 内に避難所指定

を行っている都道府県名又は市区町村名を記入すること。

- (3) 「q値・CtuSd値」(該当するものに○)及び「Is値」欄には、測定された数値のうち、補助率の決定に用いた棟ごとの最小値を記入すること。

7. 様式3-4「耐震性能の診断・補強設計を行った診断者の所見」作成要領

- (1) 「既存建物の耐震性能の評価」欄には、地震等の災害が起こった場合の当該建物の危険性について、耐震診断の結果に基づき、実際の数値を示す等して、具体的かつ簡潔に記入すること。
- (2) 「補強設計と耐震性能の評価」欄には、耐震診断の結果に基づき行われる補強工事の内容、補強工事を行うことにより耐震性能がどのように向上するかについて、実際の数値を示す等して、具体的かつ簡潔に記入すること。
- (3) 「改修前後のIs値(最小値)」欄は、様式3-1のIs値と対応すること。また、複数の棟をまとめて申請する場合は、最小となる棟のIs値を記入するとともに、他の棟については、本文中に補助を希望する棟ごとのIs値(最小値)を記載すること。なお、補助率が異なる場合は、棟ごとに申請を分けることが望ましい。

8. 「耐震診断報告書等の写し」

耐震診断結果の概要等必要となる部分のみを抜粋するとともに、該当部分をマーカーで線を引く等強調すること。

IV 防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）

1. 補助対象工事等

- (1) 私立学校における耐震対策に必要な別表の経費であって、次のいずれかの要件を備えているものとする。
 - ①大講義室や屋内運動場、屋内プール、講堂、ホール等の100㎡以上の空間（通路は除く。）を有する施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）
 - ②防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）とあわせて行う非構造部材の耐震対策。
- (2) 補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は2億円以下とし、下限は設定しない。（限度額を超える金額は学校法人負担）
- (3) 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする（前年度支出分まで対象とする。）。

2. 補助対象外となるもの

- ① 別表に掲げる以外の工事に要する経費
- ② 完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ③ 他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ④ 増改築、増床工事に係る経費
- ⑤ 学校関係者が自ら行う耐震対策に係る経費

3. 補助率

耐震対策（実施設計費を含む）及び耐震点検に要する経費の1/3以内

ただし、防災機能強化施設整備事業（耐震補強工事）とあわせて実施する場合は、耐震補強工事の計画調書と一括申請することにより、耐震補強工事の補助率を採用する。

4. 提出書類

- ① 施設高機能化整備事業計画調書（様式4-1～3）
- ② 工事費、実施設計費及び耐震点検にかかる入札の内容が分かる書類又は見積書の写し
- ③ 耐震対策予定建物の計画図面（様式自由）
- ④ 非構造部材の耐震対策が必要であることを示す資料
（「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」に沿った点検結果等）

5. 参考

「学校施設の非構造部材の耐震化ガイドブック（改訂版）」（平成27年5月 文部科学省）

http://www.mext.go.jp/a_menu/shisetu/shuppan/1291462.htm

(別表) 防災機能強化施設整備事業（非構造部材の耐震対策）の補助対象範囲

経費区分	内 容
耐震点検経費	<p>本事業の対象となる建物に係る耐震点検（非構造部材の耐震性調査等）及び補強計画策定に要する経費を対象とする。（工事着工年度の前々年度支出分まで対象とする。）</p> <p>ただし、学校関係者による自主的な点検に要する経費（人件費、備品購入経費等）については、対象外とする。</p>
実施設計費	<p>補助対象工事に係る設計費とし、工事着工年度の前年度支出分まで対象とする。なお、基本設計費及び監理費は補助対象外とする。</p>
工事費	<p>建築非構造部材（被災時等の安全対策のため行われるものであり、建物全体の構造設計・構造計算の対象になる構造体(主体構造、躯体)以外の部材を指す)の耐震化工事。</p> <p>(例)</p> <ul style="list-style-type: none"> a. 外壁及びその仕上げ材（モルタル・タイル・ALC板等）の剥落・落下防止工事。 b. 建具及びガラスの落下防止工事。 c. 間仕切り及び内装材（内装仕上げ材の剥落等）の剥落・落下防止工事。 d. 天井材(下地材・天井ボード)及び天井器具(照明器具・空調機器等)の落下防止工事。 e. 屋根材（瓦材等）の落下防止工事。 f. 屋外避難階段等と本体建物の分離防止工事。 g. 設備機器（屋外空調設備・受水層・高置水槽等）の移動・転倒防止工事。 h. 配管（給排水配管・ガス配管・電線等）の破損・切断（漏電）防止工事。 i. 既に存在する書架やロッカーなどの備品等を建物に固定させる転倒防止工事。
その他	<p>特に必要と認められる工事。</p>

IV 防災機能強化施設整備事業（防災機能強化事業） ※ブロック塀等安全対策事業を除く

1. 補助対象工事等

(1) 大規模災害における児童生徒等の安全を図るために行われる防災機能強化事業に必要な別表に掲げる経費。

(2) 補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は2億円以下とし、下限は設定しない。ただし、避難所指定校への自家発電設備の単体整備（別表注釈参照）については、200万円以上500万円以下とする。（限度額を超える金額は学校法人負担）

(3) 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

2. 補助対象外となるもの

- ①別表に掲げる以外の工事に要する経費
- ②完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ③他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ④新築、増改築、増床工事（避難経路の確保の場合を除く。）に係る経費
- ⑤倉庫に保存する設備及び食糧等の備品に係る経費

3. 補助率

防災機能強化工事（実施設計費を含む）に要する経費の1/3以内

4. 提出書類

- ①施設高機能化整備事業計画調書（様式5-1～3）
- ②防災機能強化工事費、実施設計費にかかる入札の内容が分かる書類又は見積書の写し
- ③工事予定建物の計画図面（様式自由）

（別表）防災機能強化事業の対象工事範囲

経費区分	内 容	
	工事の種類	対象となる工事例
工事費	備蓄倉庫等の整備	備蓄倉庫及び防災倉庫設置のための既存校舎等の改修工事 など ※倉庫の新增築に係る工事費やコンテナや物置等を備蓄倉庫として設置する場合や倉庫に保存する設備及び食糧等は補助対象外
	避難経路の確保	外階段や避難経路の設置のための改修・改造工事、 通路や出入口等の拡幅のための改修・改造工事 など
	屋外防災施設の整備	既存施設への屋外便所、マンホールトイレの設置工事、防火水槽、耐震性貯水槽、防災井戸の設置工事 など
	その他	自家発電設備等の設置工事及びこれに伴い必要となる工事 など ※耐震補強工事に関連して実施するものに限る。

※ 上記、「その他」欄の自家発電設備等の設置工事及びこれに伴い必要となる工事については、避難所の指定を受けている学校に限り、単体で整備するものも対象とする。（限度額は200万円以上500万円以下）

※ 「ブロック塀等安全対策事業」については、「令和元年度「防災機能強化施設整備事業（防災機能強化事業（ブロック塀等安全対策事業）」に係る計画調書について」を参照すること。

V 防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（防犯対策））

1. 補助対象工事等

- (1) 安全対策上問題があるとされる施設について、安全対策のための施設整備に要する経費及び実施設計費とし、改造工事に伴い当該施設と一体で安全対策設備の整備を行う場合にはその経費を対象とすることができる。なお、改造工事又は新たな施設の設置（守衛所等建物の新築及び増築を除く。）を行うことにより、安全対策上の機能が向上すると認められなくてはならない。
- (2) 補助対象事業経費の限度額（1学校あたり）は400万円以上2億円以下とする。（限度額を超える金額は学校法人負担）なお、各学校の共用等による按分、補助対象外経費の除外等によって、1学校あたりの補助対象事業経費が400万円を下回った場合は補助対象外の扱いになるので注意すること。
- (3) 補助対象実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

2. 補助対象外となるもの

- ①完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ②他の国庫補助を受ける事業に係る経費
- ③増改築、増床工事に係る経費
- ④改造工事を行わずに設備を整備する場合

3. 補助対象施設

安全対策上問題があるとされる施設で、教育施設等のほか、給食施設、倉庫及びボイラー・電気・機械設備等が設置されている施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）とする。

4. 補助対象事業

(1) 安全対策のために行う施設工事

- ①管理諸室の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ②普通教室、特別教室を含む安全対策上必要な部屋の配置換え及びそれに伴う改造工事
- ③門やフェンス等の設置・改修工事
- ④その他安全対策のために必要と認められる工事

(2) 安全対策設備

上記の施設工事と一体として行われる、防犯監視システムや通報設備の設置工事。
なお、改造工事を行わずに安全対策設備を設置する場合は対象外。

(3) 補助対象となる施設工事の種類

安全対策のために行う施設工事は、おおむね次のような種類の工事とする。なお、建物の新築・増築とみなされる工事に要する経費や、通常の維持・管理とみなされる経費は補助対象外とする。

- ①建築・建具工事
- ②空調設備工事
- ③照明設備工事
- ④電気設備工事

- ⑤防音・断熱対策工事
- ⑥LAN工事
- ⑦給排水・ガス設備工事
- ⑧塗装工事
- ⑨仮設建物工事（リース料）

5. 補助率

安全対策工事（実施設計費を含む）及び安全対策設備に要する経費の合計の1／3以内

6. 提出書類

- ①防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（防犯対策））計画調書（様式6－1～3）
- ②工事費、実施設計費及び調査分析費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（3社以上）
- ③工事予定建物の計画図面（様式自由）
- ④その他参考となる資料

VI 防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（アスベスト対策））

1. 補助対象工事等

- (1) アスベスト対策のための除去、封じ込め又は囲い込み工事、仮設工事、復旧工事等本体工事費のほか、応急措置費、専門機関によるアスベストに係る調査分析費並びに実施設計費とする。
- (2) 補助対象事業経費の上限・下限は設定しない。なお、実施設計費は補助対象工事に係る設計費とする。

2. 補助対象外となるもの

- ①完成年度を超えていない私立学校に係る経費
- ②他の国庫補助を受ける事業に係る経費（当該年度において補助を受けようとするものを含む。）
- ③増改築、増床工事に係る経費
- ④恒久的な対策工事を行わず、応急措置、調査分析又は実施設計のみの場合

3. 補助対象建材

アスベスト対策工事の対象となる建材は、建築物等に吹き付けられた石綿等※又は張り付けられた石綿等※が使用されている保温材、耐火被覆材等

※ 石綿障害予防規則（平成17年2月24日厚生労働省令第21号）第2条第1項に定める「石綿等」。

4. 補助対象施設

アスベスト対策上問題があるとされる施設で、教育施設等のほか、給食施設、倉庫及びボイラー・電気・機械設備等が設置されている施設（学校法人が法人部門として管理している建物を除く。）とする。

5. 補助対象事業

アスベスト対策に係る以下の工事等とする。

- ①庇、窓、天井、柱、壁、梁等におけるアスベスト除去、封じ込め又は囲い込み工事に必要な工事
- ②上記①の工事に伴い必要となる内外装、建具、設備、電気等の工事
- ③上記①の工事に伴い低下する教室の環境条件を回復するために必要となる照明設備、換気設備、空調設備、内外装の補修・変更に必要な工事
- ④上記②の工事に伴い必要となる教室等の変更に係る工事
- ⑤アスベスト対策工事の実施に伴い必要となる仮設建物工事
- ⑥アスベスト対策工事の実施に先立ち又は実施に伴い必要となる応急措置
- ⑦必要と認められる付帯工事等（撤去・処分に要する経費を含む。）

5. 補助率

アスベスト対策工事（実施設計費を含む）及び調査分析費に要する経費の合計の1/3以内

6. 提出書類

- ①防災機能強化施設整備事業（安全管理対策（アスベスト対策））計画調書（様式7-1～3）
- ②工事費、実施設計費及び調査分析費に係る入札の内容が分かる書類又は見積書の写し（3社以上）
- ③工事予定建物の計画図面（様式自由）
- ④分析結果報告書又は設計図書等の写し（該当施設におけるアスベストの保有が証明できる書類）
※分析結果報告書以外の方法によりアスベストの保有を確認した場合は、設計・施工業者等確認できる者による証明（様式は自由。証明した者の氏名及びサイン又は捺印をすること。）が必要。
- ⑤その他参考となる資料